

船舶事故調査報告書

平成27年6月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年9月18日 03時30分ごろ～11時00分ごろの間）
発生場所	不明（北海道根室市 ^{おちいし} 落石岬南南東方沖）
事故調査の経過	<p>平成26年9月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	<p>漁船 第三十八^{ゆうこう}祐光丸、4.9トン</p> <p>HK3-123727（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>11.70m (Lr) × 3.01m × 0.94m、FRP</p> <p>ディーゼル機関、330.98kW、平成12年4月</p> <p>第200-33423号（船舶検査済票の番号）</p>
乗組員等に関する情報	<p>船長 男性 43歳</p> <p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>免許登録日 平成3年8月2日</p> <p>免許証交付日 平成23年2月2日</p> <p>（平成28年8月1日まで有効）</p>
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、たこ籠^{かご}漁のため、平成26年9月18日03時30分ごろ北海道根室市落石漁港を出港した後、11時00分ごろ、落石岬灯台から122°（真方位、以下同じ。）6.1海里（M）付近で約6ノットの対地速力で北東進しているところを、揚籠中の僚船の船長（以下「船長A」という。）に目撃された。</p> <p>船長Aは、本船の通常の漁場が目撃場所の南西方であることを承知していたことから不審に思い、知人を介して本船の所属する漁業協同組合に連絡するとともに、本船に接近して確認したところ、船内に人影が無かったので、本船に移乗して機関を停止させた。</p> <p>船長は、11時48分ごろ、落石岬灯台から155° 6.0M付近で、俯^{うつぶ}せ状態で浮いていたところを捜索中の漁船に発見されたが、搬送先の病院で死亡が確認され、溺死と検案された。</p>

	<p>本船は、同じ漁業協同組合の仲間が操船して、12時10分ごろ落石漁港に帰った。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5～1m</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本船に接近する際、自船のレーダーの自動衝突予防援助機能により本船の針路及び速力を確認した。</p> <p>船長Aが本船に移乗したとき、船内にたこ籠はなく、残された鉄製アンカーに結ばれた幹繩の他端が切断された状態となっていたが、本船に他船と衝突したような痕跡等は認めなかった。</p> <p>船長は、発見されたとき、上半身に朱色のヤッケを着用していたが、下半身は下着と靴下だけで、カッパのズボン及び靴は脱落して、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、左手首を負傷（左手関節不全切断）していた。</p> <p>船長は、泳ぎが得意であった。</p> <p>本船のたこ籠漁は、長さ約740mの幹繩にたこ籠約50個を取り付け、重さ約11～15kgの鉄製アンカーで幹繩の両端を固定するものであった。</p> <p>船長の発見場所付近には、本船のたこ籠が約10～12本設置されていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、03時30分ごろ落石漁港を出港した後、11時00分ごろ無人で北東進しているところを目撃されていることから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、左手首を負傷していること、船内にたこ籠はなく、幹繩の切れた鉄製アンカーが残っていたことから、籠の投入作業中、ロープ等に巻き込まれた可能性があると考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、落石岬南南東方沖において、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁具の投入作業に当たっては、手や足がロープ等に巻き込まれないよう十分注意すること。 ・ 甲板上で作業する場合は、救命胴衣等の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 緊急時の連絡手段を確保するため、防水型又は防水パックに入れた携帯電話を所持しておくことが望ましい。 |
|--|---|

付図1 事故発生場所概略図

